

# II 平常時における 学校防災体制の整備

- 1 早期再開に向けた地域・PTAとの連携
- 2 自治組織づくり
- 3 開放施設の明確化と開放順位の設定
- 4 避難所支援班の組織化と訓練
- 5 災害対応マニュアルの整備改善
- 6 避難訓練の工夫改善
- 7 防災教育の推進

# 1 早期再開に向けた地域・PTAとの連携

- ☆ 学校の早期再開にあたっては、地域やPTAとの連携が不可欠
- ☆ 平常時から、災害時の対応や連携体制について、話し合い、共有することが重要

## ① 連携体制づくり

- ア 地域（行政、自主防災組織、消防団、民生委員等）、PTAとの連携
- イ 地域資源の把握（例：警察、消防、商業施設、事業所等）
- ウ 学校再開までの役割分担の共有（例：地域・PTAとの日頃からの連携）

## ② 学校の役割分担（例）

	内容等
管理職 (校長・副校長・教頭)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域・PTA・関係機関との連携体制を確立</li> <li>・学校再開までの行程(目安)を明確にし、事前に地域・保護者に周知</li> </ul>
教務・主幹教諭 防災担当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域資源について把握・一覧の作成</li> <li>・学校の実情に応じた応急教育(授業内容・授業形態・使用場所等)を想定した体制整備</li> </ul>
事務職員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要物品の確保のための手順を確認</li> </ul>

## チェックリスト

- 地域・PTA・関係機関との連携体制の確立
- 学校周辺の地域資源の把握
- 学校再開までの行程の明確化
- 応急教育への対応

- ◎ 東日本大震災発生後、避難所になった学校では、避難生活と教育活動が共存する状況が長く続きました。そのため、地域・保護者と協力して再開に向けて教室内の清掃や立入制限・動線の分離等を行いました。
- ◎ PTAと連携した通学路の安全点検やスクールガード等による登下校の安全指導が行われました。

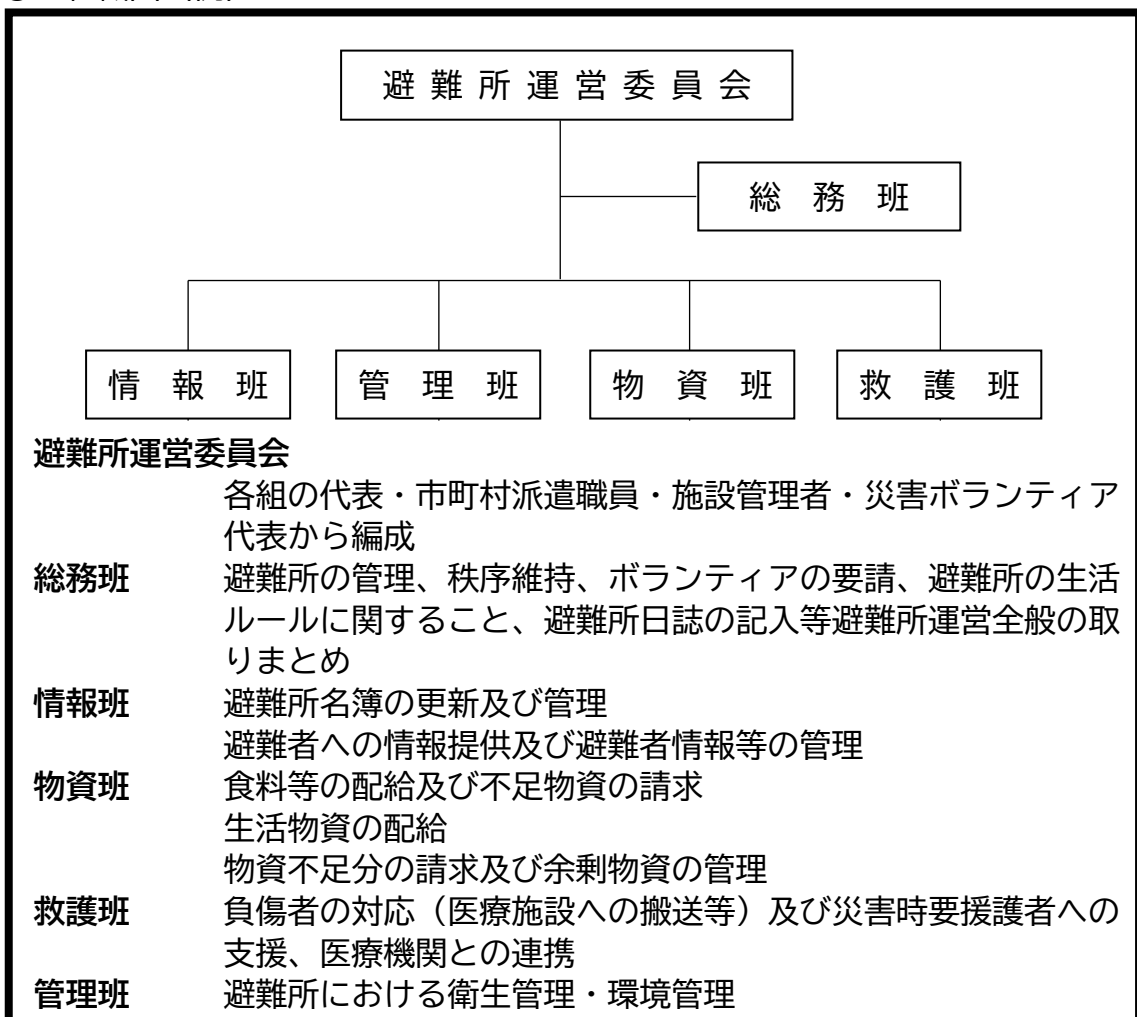
## 2 自治組織づくり

- ☆ 自治組織の早期立ち上げは学校の早期再開につながる。
- ☆ コミュニティ意識が希薄な地域は、市町村の派遣職員や施設管理者が自治組織の立ち上げをリードする。
- ☆ 避難所運営は自治組織が主体的に実施できるよう、平常時からの体制づくりが重要

### ① 手順

- ア 避難スペースごとの避難者で構成する組を組織し、組の代表者を選出する。
- イ 必要に応じて適宜、組の代表者の交代を実施する。

### ② 組織図（例）



### 3 開放施設の明確化と開放順位の設定

- ☆ 鍵の管理について市町村防災部局等と事前に調整
- ☆ 管理運営上必要な場所は非開放とする。
- ☆ 開放順位をあらかじめ決定しておく。

#### ① 開放施設の明確化

- ア 避難所として開放する施設は学校再開を前提に設定する。
- イ 大規模災害が発生すると指定の有無にかかわらず学校は緊急の避難所になる。
- ウ 不測の事態にも柔軟に対応できるよう体制の整備を図る。
- エ 学校の教育活動への影響を最小限にして、学校再開を早期に実現することで、児童生徒を混乱から守る。
- オ 校長室や職員室、事務室、保健室等、管理運営上必要な場所は非開放施設とする。
- カ 運動場は緊急車両や救援物資搬入のスペースを確保する。また、児童生徒が体を動かす（遊ぶ）スペースを確保し、原則として自家用車の乗り入れは禁止とする。

#### ② 開放順位の設定

- ア 学校施設の被害状況の点検の後、避難場所として開放する。
- イ あらかじめ開放順位が決定していると混乱にも対応可能である。  
（例）①運動場、②体育館、③教室、④多目的教室
- ウ 休日や夜間の緊急の避難所開設に備え、管理職以外でも鍵を管理する体制を整えておくことも必要である。また、事前に市町村防災部局等の関係機関と調整を行う。

- ◎ 阪神・淡路大震災では、震災直後、予想をはるかに超える避難者が殺到し、神戸市内では17校園で、ドアやガラスを壊して校舎内に入ったというケースが報告されています。
- ◎ 当時、施設開放に対する備えをしていなかったため、職員室や校長室までが避難所となりました。地震当日、教職員が学校に着いた時点で避難住民が居た場所は次のとおりです。

（神戸市内 234 校園の例）	1	運動場	68 校園 (29.1%)
	2	校舎内	53 校園 (22.6%)
	3	周辺道路・校園等	44 校園 (18.8%)
	4	その他	69 校園 (29.5%)

③ 学校施設の部屋割り（例）

ア 学校の施設内の部屋割りのレイアウトを決めるときは、施設内で落ち着いた生活ができる環境づくりと管理のしやすさに留意する。

イ ●印のついたスペースは、避難所開設当初から設けるようにする。

ウ 避難者数との関係で、必ずしも必要な空間をすべて確保できるとは限らない。

※ 緊急度 A → B → C の順に開放する。

※ 時間の経過に合わせ避難者が減ってきた段階で共有部分を増やすようにする。

部屋名・設置場所		緊急度	部屋割りの考え方
●立ち入り禁止（非開放）区域		A	学校の管理運営に必要な職員室、校長室、事務室、給食室等および危険物がある理科室等は、立ち入り禁止（非開放）区域とする。また普通教室も原則非開放とする。
●第1次避難スペース		A	体育館等広いスペースを活用し、入口付近に避難所受付を設ける。 ※ 町内会・自治会単位の入居が望ましい。
第2次避難スペース		A	福祉避難スペースとして、災害時要援護者には、和室や静かな場所等を開放して入居してもらう。また大勢の人と一緒にいる場合は、トイレに近い場所を提供する等配慮する。 ※ 学校再開にあたって授業への影響のない教室等を活用する。
共有空間	●運営本部室	A	市町村担当者と学校の教職員のみが使用する避難所の対策本部用の部屋として使用する。 ※ 学校の業務に影響が出ないように専用電話を設置してもらう。
	●運営会議室	A	市町村担当者、教職員、避難者で組織する運営委員、ボランティア代表等で行う会議用の部屋として使用する。
	●総合受付	A	正面玄関近く等、わかりやすい場所にテーブルを置く。
	●物資置き場	A	外部からトラック等が入りやすい場所に設置する。 ※ 状況に応じて野外にテントを張ることもある。

共有 空間	●医務室	A	保健室を活用する。 ※ 近くに休憩室が設けられることが望ましい。
	●女性専用 スペース	A	更衣や授乳場所としても利用できる よう部屋を確保する。居住空間の近くが 望ましい。 ※ 体育館内の小部屋を利用している ケースが多い。
	情報掲示板	A	正面玄関近くの壁面を利用して避難 者に情報を提供する。
	ペット飼育 スペース	A	鳴き声等の関係から校舎から離れた グラウンドの一角に設置する。 ※ できれば雨があたらない場所。
	仮設トイレ	A	校舎の近くであまり目につかない野 外の場所で、バキュームカーが入れる場 所、できれば清掃用の水が近くにある場 所に設置する。 ※ 夜間使用のために仮設トイレへの 照明の配線が必要。
	仮設電話	A	正面玄関近くに設置する。 ※ 校内放送設備がある場所の近く。校 内放送をしないで伝言メモを避難 者に渡す方法もある。
	ボランティア ・ルーム	A	ボランティアが打ち合わせ等を行う 場所として、できれば本部室の近くに設 置する。
	配給所	B	救援物資等を配給する場所。物資置き 場の近くで、配給時のみ一時的に廊下を 使う方法もある。
	更衣室	B	居住空間の近くの部屋や仕切りで囲 ったスペースを用意する。
	ゴミ置き場	B	居住スペースから離れた野外で設置。 ※ できれば雨のあたらない場所。清掃 車との関係にも配慮して設置する。
	倉庫	B	避難スペース提供にあたって、教室の 机、椅子の収納のための倉庫が必要である。 ※ 避難者が多い場合は、机や椅子は廊 下に積み上げている例が多い。
テレビ	B	避難者への情報提供等のために設置する。 ※ 体育館のステージ上に置くケース が多い。	

共有 空間	喫煙場所	B	屋外に設置する。 ※ 学校敷地内禁煙の場合は、学校外に設置を検討する。
	調理室	C	炊き出しをする場所として設置する。 ※ 施設内、あるいは野外の水道や排水設備のある場所にする。
	食堂	C	外部から物資を搬入しやすい場所にする。 ※ スペースに余裕があれば設ける。
	談話室	C	騒音等の関係から避難スペースから少し離れた場所に設置する。 ※ 消灯後の利用も前提にする。
	洗濯場 ・物干し場	C	屋外の給排水のある場所に設置する。 ※ プールの近く等が考えられる。女性専用物干し場（室内）を確保する。 物干し場としては屋上も検討する。
	学習室	C	居住空間に隣接した場所にする。 ※ スペースに余裕があれば設ける。
	パソコン スペース	C	避難者のインターネット利用のために設置されることがある。教室あるいは廊下等、通行に邪魔にならない場所でスペースに余裕があれば設ける。
	携帯電話、 スマートフォン等充電スペース	C	※ スペースに余裕があれば設ける ※ 電源の確保や共有スペースのルールづくりが必要。

兵庫県教育委員会 「防災教育研修プログラム事例集」より



## 4 避難所支援班の組織化と訓練

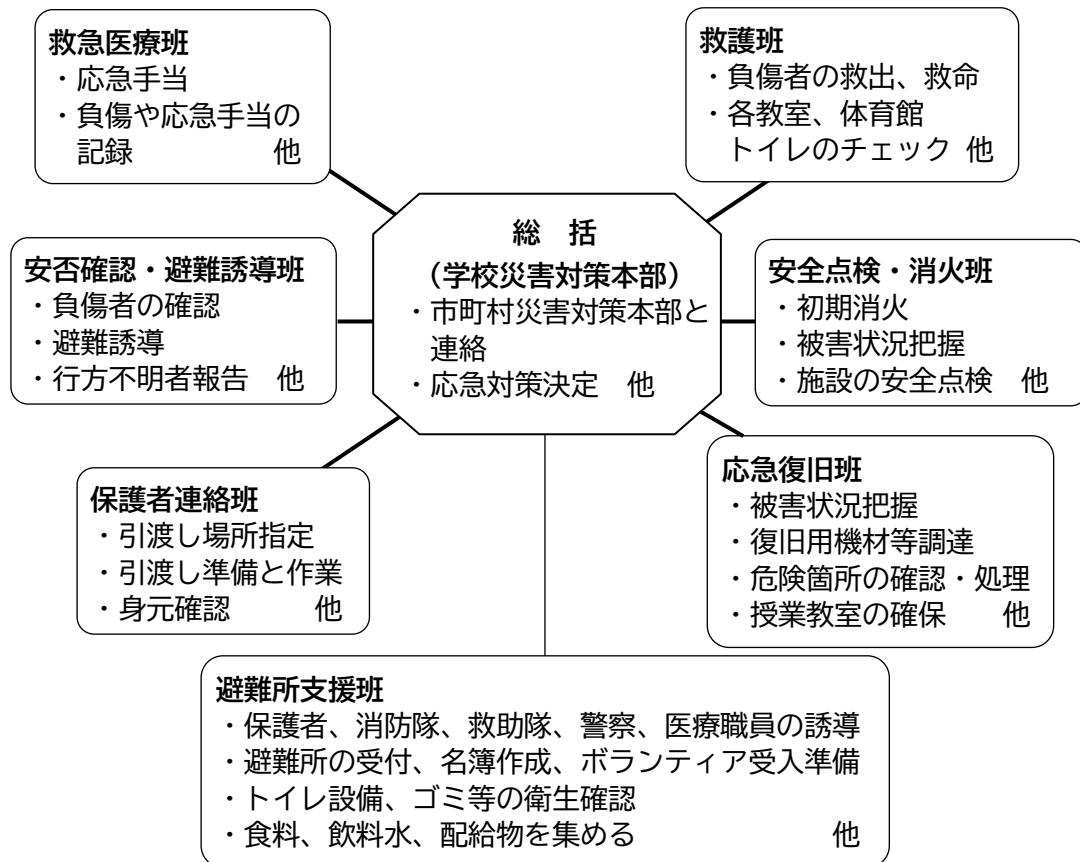
### ① 教職員による避難所支援班の組織化

- ア 避難所運営は避難者の自治組織によるのが望ましい。  
避難所の秩序を保てるようになるまで、時間が必要であり、教職員の支援は必要である。
- イ 震災時市町村の災害対策本部の設置は市町村の責任で行う。  
大規模災害時は担当職員の派遣に時間を要することもある。

### ② 教職員の避難所運営支援業務

- ア 校長の職務命令により行う「職務」とすることが適当である。
- イ 各市町村の避難所運営マニュアルに基づき避難所開設訓練を実施する。

### ③ 学校災害対策本部の設置例



兵庫県教育委員会「学校防災マニュアル」より



④ 教職員が避難所支援にあたる場合の基本（参考）

- ア 避難所支援にあたる教職員を固定せず3人以上のチームを複数編成する。
  - イ 避難所運営上の特記事項や避難者で決めたルール等の決定事項を引き継ぐ。
    - ※ チーム内で記録係を決め、必ず記録を引き継ぐ。
    - ※ 休憩は時間を決め、チームの交代も計画的に行う。
  - ウ 避難者による自主的な避難所運営ができるよう側面から支援する。
  - エ 自治会等による運営ができるよう、組織確立に向けた支援を行う。
- 兵庫県教育委員会「学校防災マニュアル」より

**Point**

避難所を開設するときは・・・

水害や土砂災害の場合、避難所への避難は激しい雨の中での避難になることや、厳冬期に災害が発生することを考え、例えば避難者の受付場所を屋内にすることや、できるだけ早く開放区域に案内することなどを心掛ける必要があります。また、危機管理や災害対応のマニュアル等に、避難所支援班を位置付けたり、避難所支援班による避難所開設訓練を実施したりすることも重要です。



## 5 災害対応マニュアルの整備改善

### ① 災害対応マニュアルの作成

- ア 災害対応マニュアルでは、災害発生時に起こりうる可能な限りのケースを想定する。また、児童生徒の安全確保のための行動をマニュアル化する。
- イ 作成にあたっては、学校規模や立地条件、地域の災害特性等を勘案し、それぞれの学校において独自に作成し、教職員に周知する。

### ② 災害対応マニュアルの活用と整備

- ア 全ての教職員に配布し、研修等で内容を周知する。
- イ マニュアルに沿って防災訓練を実施する等、実際に活用することによって不備な点や使いにくい点が明らかになり、マニュアルの見直しにつながっていく。

<活用例>

- ア 校内の防災研修会での活用  
マニュアル内容を点検し全ての教職員へ周知する。
- イ 防災訓練での活用  
役割分担の明確化とマニュアルのチェックをする。
- ウ その他
- ・ 校内を巡視し、危険箇所の有無について確認し必要に応じ応急対応をする。
  - ・ 大雨、台風、暴風雪等、事前に災害が予想される場合は、災害を想定した対応の事前確認をする。
  - ・ 施設・設備の安全対策と薬品や備品等の管理方法・場所についての安全管理を徹底する。

### ③ 災害対応マニュアルの不断の見直し

災害対応マニュアルは、最悪の事態を想定して課題を洗い出し、計画・実施・評価・改善を重ね、全ての教職員が評価・改善に関わり、共通理解しておく。

Point

#### PDC Aサイクルによる見直しを！

- ☆ 厳冬期の対応
- ☆ 市町村の地域防災計画や避難所運営マニュアルとの整合性
- ☆ 役割分担の明確化、備品等の管理場所の変更及び連絡網の点検
- ☆ 避難経路の見直し
- ☆ シミュレーションや訓練による内容の見直し



## 6 防災訓練の工夫改善

### ① 防災訓練見直しのポイント

- ア 地域特性や学校の立地条件を考慮し、具体的な災害を想定する。
  - ・ 埋立地、低地、海岸、崖下等 … 液状化、浸水、津波、崖崩れ、河川氾濫等
  - ・ 工業地帯、市街地 … 爆発や火災等の二次災害の発生
- イ 厳冬期の災害発生を想定する。
  - ・ 避難場所や避難経路、避難方法、避難時の服装等の検討
  - ・ 低体温症防止のための防寒対策等
- ウ 事前・事後指導を充実させる。
  - ・ 副読本、資料等で訓練に対する意識の高揚
- エ 家庭・地域・関係機関と連携する。
  - ・ 近隣の学校、市町村防災担当部局、地域住民、保護者、防災関係機関
- オ 最悪のシナリオを具体的に想定する。
  - ・ 停電、電話不通、校内使用不可の場所多数
  - ・ 児童生徒、教職員に負傷者、管理職不在
- カ 様々なケースでの災害発生を想定する。
  - ・ 登下校時、休憩時、特別活動時、放課後、天候の悪い場合等
- キ 緊迫感や臨場感をもたせる。
  - ・ 消火栓、救助袋、担架、非常扉等の救急防災設備・用具の積極的活用、負傷者や行方不明者の設定
- ク 訓練を検証・評価する。
  - ・ ワークショップ等による防災（避難）訓練後の振り返り
  - ・ 課題を踏まえたマニュアルの見直し、次回訓練等に活用

### Point

#### 厳冬期の災害発生を想定した訓練をしましょう！

防災訓練の実施にあたっては、

- ☆ 厳冬期の災害発生を想定する。
- ☆ 具体的かつ最悪のシナリオを想定する。
- ☆ 毎回想定を変えて実施する。
- ☆ 保護者、地域住民、関係機関と連携した訓練を行う。
- ☆ 訓練を検証、評価し、活かす。

等に留意し、災害対応マニュアルや避難所運営マニュアル等の見直しに役立てることが大切です。



- ② 防災訓練の工夫例（兵庫県教育委員会「学校防災マニュアル」より）
- ア 災害が休み時間に発生したという想定にし、あらかじめ行方不明となる児童生徒を配置しておいて、安否確認が正確にできるかを訓練する。
  - イ 廊下等に落下物や転倒物に見立てた段ボール等を置き、危険を避けて避難経路を選択できるか訓練する。
  - ウ 津波の被害が予想される学校は、ビル（タワー）への垂直避難だけでなく、近隣の学校や幼稚園等と合同で学校外の高台への避難を行う。
  - エ けがをした児童生徒の搬送訓練を取り入れる。
  - オ 訓練実施日は予告しておくが、想定災害の発生時刻は、児童生徒はもとより教職員にも伏せておく。その際、訓練は各学校の「災害対応マニュアル」に則って実施することとし、改めて訓練実施の打ち合わせ資料を配付しない。
  - カ 何名かの教職員を避難経路に配置し、避難誘導がスムーズに行えているかを評価する。

## 7 防災教育の推進

- ☆ 学校教育目標と防災教育のねらいに基づいた防災教育指導計画を作成
- ☆ 発達段階に応じた系統的な学びや学習指導要領の内容を整理し、系統的、体系的な学びを展開
- ☆ 保護者、地域住民、関係機関と連携・協働した学習
- ☆ 児童生徒が、学んだことを活かすことができるよう、内容を充実

### ① 防災教育のねらい

- ア 自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする。
- イ 地震、台風の発生等に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができるようにする。
- ウ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。  
(文部科学省「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」)

### ② 防災教育の指導計画

- ア 各学校における、防災教育推進計画等の作成
- イ 発達段階に応じた系統的な学び
- ウ 学習指導要領との関連
- エ 指導の留意点
  - ・ 自助：日常生活においても状況を判断し、最善を尽くそうとする「主体的に行動する態度」を身に付ける。
  - ・ 共助：ボランティア活動などに取り組み、より良い社会づくりに主体的かつ積極的に参加・参画していく態度を育成する。

### ③ 防災教育の評価

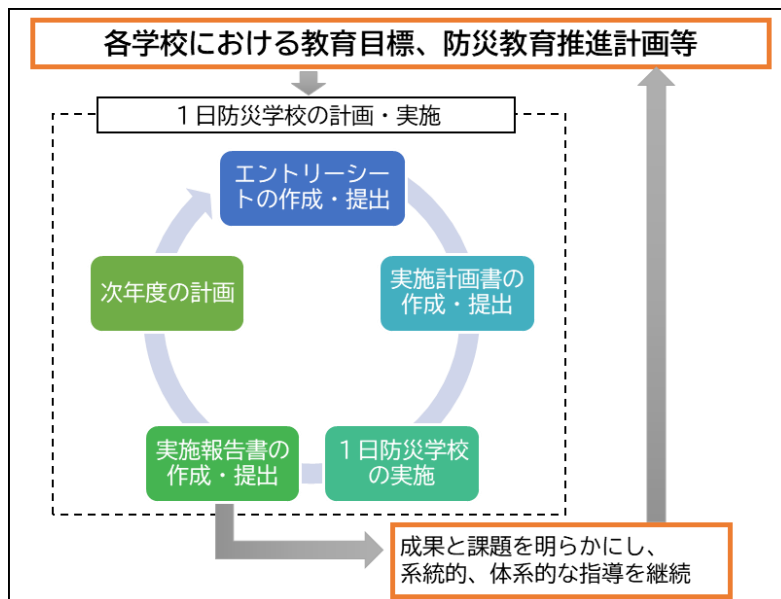
- ア 防災教育に関する指導計画の評価
- イ 指導方法や指導過程の評価
- ウ 指導の成果の評価

④ 「1日防災学校」の実践

ア 「1日防災学校」のねらい

- 自助、共助、公助の視点を適切に取り入れた系統的・体系的な防災教育や学校と家庭や地域が連携した防災教育に取り組み、児童生徒が
- ・ 【自助】自らの安全を確保することのできる基礎的な資質・能力を身に付けること
  - ・ 【共助】自ら進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できるようになること

イ 「1日防災学校」の位置付け



<図：各学校における「1日防災学校」の位置付けについて（イメージ）>

ウ 実施内容の工夫

- ・ 教科等横断的な学び
- ・ 家庭、地域との連携
- ・ 児童生徒の興味関心
- ・ 地域社会と連携したボランティア活動
- ・ 障がいのある児童生徒への指導、障がいの特性等に応じた指導内容、指導方法 など

Point

厳冬期の災害発生を想定した学習を！

北海道の特色である、厳冬期の積雪、寒冷などの状況を踏まえた防災教育を実践しましょう。屋外や高台等へ避難が必要になった場合、積雪や路面の凍結により、避難が難しくなったり、想定より遅くなってしまったりすることが考えられます。また、電気が使えなくなった場合に暖を取る方法や水道が凍結した場合の水の確保なども想定しておく必要があります。



## チェックリスト

- ① 日常的に準備しておくもの
- 児童生徒名簿  引渡しカード  教職員連絡網
  - 学校としての非常持出書類等
- ② 災害発生時・待機時に必要となる備品・備蓄
- 【頭部を保護するもの】
- 防災ずきん  ヘルメット
- 【停電時に役立つもの】
- ハンドマイク  ホイッスル  懐中電灯・ランタン
- 【救助・避難に役立つもの】
- バール  ジャッキ
- 【情報収集に役立つもの】
- 携帯ラジオ  携帯テレビ（ワンセグ）  乾電池
  - 携帯電話  衛星携帯電話  トランシーバー
- 【避難行動時に役立つもの】
- マスターキー  手袋  防寒具  雨具  スリッパ
  - ロープ
- 【生活・救護に役立つもの】
- 飲料水  食料  卓上コンロ  毛布・寝袋
  - テント  簡易トイレ  ビニールシート  担架
  - バケツ  暖房器具  カイロ  タオル
  - 衛生用具  紙コップ  AED  医薬品類
  - 懐中電灯  副木  マスク  ガーゼ・包帯
  - 発電機  投光器  ポータブルストーブ
  - 段ボール・新聞  携帯電話充電器  ガソリン・灯油
- ③ 非構造部材の点検
- 天井材の破損  照明器具の変形、腐食等の異常
  - 窓ガラスのひび割れ等  窓の鍵異常
  - 外壁のひび割れ等  書棚等の取付金具での固定状態
- ④ 避難経路・避難場所の点検
- 案内板や表示  災害種、状況に応じた複数の経路と場所の確保
  - 避難経路の障害物  地域の自然的環境、社会的環境の確認
  - 近隣住民の避難、帰宅困難の想定
  - 学校が定めた避難経路、避難場所の児童生徒への周知
  - 避難経路、避難場所の保護者への周知